

(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

株主各位

第154回定時株主総会招集ご通知  
(交付書面省略事項)

日清オイリオグループ株式会社

## ■事業報告

- ・ 会計監査人の状況 . . . 1 頁
- ・ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況 . . . 2 頁
- ・ 会社の支配に関する基本方針 . . . 8 頁

## ■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書 . . . 9 頁
- ・ 連結注記表 . . . 10 頁

## ■計算書類

- ・ 貸借対照表 . . . 21 頁
- ・ 損益計算書 . . . 22 頁
- ・ 株主資本等変動計算書 . . . 23 頁
- ・ 個別注記表 . . . 24 頁

## ■監査報告書

- ・ 会計監査人監査報告書 . . . 30 頁

## 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基づく報酬 (百万円)
当 社	83	4
連結子会社	9	—
計	93	4

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めておりません。
2. 当事業年度における監査証明業務に基づく報酬には、前事業年度に係る追加報酬2百万円を含めております。
3. 海外子会社のうち、日清奥利友（中国）投資有限公司およびIntercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd.他6社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人が加盟するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedの現地事務所が行っております。また、PT Indoagri DaitocacaoについてはErnst & Youngの現地事務所が同社の計算関係書類の監査を行っております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠となる監査時間、会計監査の職務遂行状況について必要な検討を実施し、報酬等の額について検証を行った結果、会社から提示された金額は妥当であると判断し同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォートレター作成であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社が定めた会計監査人の評価に関する基準に基づき、会計監査人の適切性を評価し、適切でないと思われる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

## 1. 業務の適正を確保するための体制

当社における業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりです。

### (1) コーポレート・ガバナンスの主要な体制

- (a) 取締役会は、社外取締役複数名を含む構成とし、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督し、当社グループの業務の適正の確保を図る。
- (b) 執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。取締役会にて選任された執行役員は、会社の業務執行の責任・権限を付与され、会社との委任契約により善良な管理者としての注意をもって、その責務を担う。また、当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にする。
- (c) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するとともに執行役員の業務執行状況および取締役会による執行役員の業務執行監督状況を監視し、検証する。
- (d) 内部監査部門は、代表取締役社長直轄で、他の業務執行ラインから独立した組織とし、執行役員の業務執行状況、損失の危険の管理状況、当社グループにおける業務の適正性等について監査する。また、内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告する。

### (2) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員・使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 経営理念およびコアプロミスに基づく「日清オイリオグループ行動規範」を制定し、当社グループ全体への浸透を図る。
- (b) 当社の取締役が遵守すべきコンプライアンスの基本、違反に対する懲罰等を取締役倫理規程に定める。
- (c) 当社グループの取締役・執行役員・使用人は、反社会的な勢力に対して屈することなく毅然とした態度で臨む。
- (d) 当社の取締役会が設置する企業倫理委員会は、当社グループの企業倫理に対する取組みの統括管理を行い、必要に応じ顧問弁護士等との連携を図る。
- (e) 当社は、企業倫理ホットラインを設置し、子会社も対象として通報を受け付け、提供された通報については企業倫理委員会で審議し、再発防止を図る。
- (f) 当社の法務部門は、当社グループ全体へのコンプライアンス浸透のための施策を行う。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループのリスクマネジメントは、取締役会が設置するリスクマネジメント委員会が主管する。同委員会は当社グループにおけるリスクマネジメントの中核となり、その対応にあたる。また、リスクが顕在化した場合の緊急体制を整備し、危機対応を図る。
- (b) 当社グループにおける投融資案件のリスク管理については、投融資規程に基づき管理する。
- (c) 当社グループは、各種リスクへの対応のため、委員会、部門、規程類等、管理体制を整備し、恒常的な見直しを行う。

- (d) 当社の部門長および子会社の代表者は、法令・コンプライアンス違反に関する事項、事件・事故・災害・品質保証に係る事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、訴訟および訴訟・係争へ発展する可能性のある事項等の重要な事実の発生を遅滞なく掌握し、当社の担当執行役員、および発生した事案の性質に即した当社の関連部門・経営企画部門に対して、速やかに報告を行う責任を負う。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社グループは、取締役会規程などの社内規程に基づく意思決定および職務権限のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- (b) 当社の執行役員会は執行役員会運営規程に従い、取締役会から委譲された権限範囲内の重要案件に係る意思決定、および業務執行状況の報告ならびに確認を行う。
- (c) 当社の取締役会および執行役員会は、取締役の職務執行および執行役員の業務執行の効率性を高めるために、各種審議委員会等を設置する。
- (d) 当社の担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導する。また、子会社全体の管理を行う担当部門を置き、企業集団としての戦略と子会社運営の適正性を総合的に評価する。
- (e) 各事業年度の当社グループ経営計画において、当社の部門および子会社ごとに目標および予算配分等を定める。当社の各部門および各子会社を担当する執行役員は、当社グループの経営計画を構成する当社の各部門および各子会社の目標を達成する責任を負う。
- (f) 当社の経営企画部門および財務部門は、当社グループの経営計画および損益計画の進捗管理のための管理システムを構築し、適時改善を図る。
- (5) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (a) 取締役会の構成員が相互に職務執行状況の確認ができる体制を確保するという視点から、取締役会規程・同運用基準、文書管理規程等の見直しおよび整備を行う。
- (b) 社内の重要情報へのアクセス等、社外取締役および社外監査役による情報の収集における利便性の向上を図る。
- (6) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、関係会社管理規程に定める。同規程に定めるところに従い、当社は、子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告をさせるものとする。
- (b) 子会社の非常勤取締役を親会社から選任する。非常勤取締役は、子会社の独立企業としての発展と連結経営における企業価値の最大化を共に実現すべく、業務執行状況を監督する。また、国内の子会社については親会社から非常勤監査役を選任し、当該子会社が監査範囲の限定が可能な場合においても、業務監査権限を付与する。
- (c) 子会社において、法令・コンプライアンス違反に関する事項、事件・事故・災害・品質保証に係る事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、訴訟および訴訟・係争へ発展する可能性のある事項等の重要な事実が発生した場合には、子会社の取締役、監査役および使用人は、当該子会社を担当する執行役員に速やかに報告を行う。

- (7) その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- (a) 「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社グループの財務報告の適正性確保に必要な内部統制の整備、運用、評価、改善を継続的に行う。
  - (b) 海外子会社の会計監査を原則として当社会計監査人のネットワークファームに委嘱することとする。
- (8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役職務の補助すべき使用人に関する事項
    - (a) 監査役職務の補助は、専任の使用人を配置することを基本方針とする。人事異動、人事考課等について取締役および執行役員からの独立性の確保に配慮する。
    - (b) 前号に関わらず、監査役職務の補助を兼任で行う者は、監査役から指揮命令を受けた場合、特段の理由がない限りはこれを優先させなければならない。
  - ② 監査役への報告に関する体制
    - (a) 監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また重要な意思決定に係る文書を閲覧することができる。
    - (b) 法令・コンプライアンス違反に関する事項、事件・事故・災害・品質保証に係る事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、訴訟および訴訟・係争へ発展する可能性のある事項等の重要な事実が発生した場合には、取締役、執行役員および使用人は監査役に対し速やかに報告を行う。
    - (c) 子会社において前号の事態が発生した場合、当該子会社を担当する執行役員は監査役に対し速やかに報告を行う。
    - (d) 子会社の取締役および使用人においても、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
    - (e) 企業倫理ホットラインの担当部門は、通報の内容につき、監査役に対し報告を行う。
    - (f) 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および使用人に周知徹底する。
  - ③ その他
    - (a) 監査役職務の執行について生ずる費用について、毎年、監査計画に応じた予算を設ける。
    - (b) 監査役がその職務の執行について、会社法に規定される費用の前払い等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
    - (c) 経営企画部門等の管理部門が監査役監査に協力すること、取締役、執行役員および重要な使用人は監査役からの質疑等に対し速やかに回答することを規定する。
    - (d) 代表取締役社長は、監査役および会計監査人それぞれと定期的に意見交換会を開催する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制については、以下の内容をはじめ、上記の決定内容に沿った運用を行っております。

### (1) コーポレート・ガバナンスの主要な体制

- ・当社の取締役会は、3分の1を独立社外取締役で構成し、取締役会規程等に基づいて重要事項を決定しております。また、取締役会では定期的に業務執行取締役の職務執行状況が報告されております。
- ・取締役会の実効性を担保し、向上させるため、各取締役・監査役による取締役会の実効性評価を実施しました。さらなる実効性の向上に向け、調査結果から抽出した重点的に審議・対応すべき課題を中心に一層議論を深め、必要な対応を図っております。
- ・社外取締役と社外監査役で構成する社外役員協議会、および指名諮問委員会において、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた体制のあり方等について、意見交換を行っております。
- ・取締役会で選任された執行役員は、執行役員会規程に基づいて業務執行を行っております。また、取締役会では定期的に執行役員会の状況が報告されております。
- ・監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画および業務分担に基づいて、取締役の職務の執行および執行役員の業務執行、取締役会による執行役員の業務執行監督状況について監査を実施しております。なお、監査役会の監査方針および監査計画は、取締役会で説明され、監査の結果や状況についても定期的に取締役会に報告されております。
- ・内部監査室は、年度計画に基づき子会社を含む当社グループにおける業務の適正性等について監査を実施し、業務の適正が確保されていることを確認するとともに、内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に定期的に報告しております。

### (2) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員・使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「日清オイリオグループビジョン2030」で目指す姿（生きるエネルギーをすべての人に届ける）および「Value UpX」の実現に向け、グループ全社員の行動および意思決定の拠り所となる指針として、「日清オイリオグループ行動規範」および各種方針（方針・ポリシー・ガイドライン等）を体系化するとともに、各種浸透施策を通じて組織文化としての定着を推進しております。
- ・「日清オイリオグループ行動規範」の冊子を国内外の役員、従業員に配布しております。
- ・弁護士が講師を務める企業倫理講演会を開催し、主に当社の管理職が受講しました。また、当社グループの従業員等を対象に啓発・教育活動を実施することなどにより、行動規範のグループ内への浸透およびコンプライアンス推進を図っております。
- ・当社および当社グループ傘下企業の役員、従業員を対象とした企業倫理ホットラインについては、社内窓口および社外窓口を設け、匿名での情報提供を可能として運用しております。通報された内容については、企業倫理委員会にて審議し、再発防止を図っております。
- ・企業倫理委員会の活動内容については、取締役会へ定期的に報告しております。
- ・当社法務部門は、当社グループの法令遵守状況の確認を行うとともに、法務教育を実施しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメント委員会において、当事業年度の期初に、当社事業の重要リスクを整理し、それに対するリスクマネジメントの取組み計画を策定しております。当事業年度の期末において、取組み状況の報告・評価や新たに発現したリスクの整理を行ったうえで、次年度のリスクマネジメント方針について検討しました。
- ・リスクマネジメント委員会はリスクベースアプローチにより、リスクマトリクス図を作成しており、重要リスクに対しては業務部門および統括部門が相互連携し、PDCAサイクルによるリスクマネジメントを実施しております。
- ・投融資の運用について、投融資規程に基づき、経営戦略との整合性、資本コストおよびインターナルカーボンプライシングを踏まえた投資採算性、中長期的な投資戦略、事業の継続性などの観点で案件の推進の可否を判断しております。また、推進中の案件についてもモニタリングを行っております。
- ・BCP（事業継続計画）を随時見直すとともに、主要拠点において大規模地震の発生等を想定した訓練を実施しております。
- ・サイバー攻撃に対するリスクに対して、情報システムの安定稼働および信頼性向上、ならびに情報漏洩防止を目的として、セキュリティツールの導入や従業員への教育・訓練を実施するとともに、事故発生時に備えた対応マニュアルおよび連絡体制を整備しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「日清オイリオグループビジョン2030」で目指す姿の実現に向けて、中期経営計画「Value UpX」（2025年度－2028年度）に取り組んでおります。これまでの成果を土台に、成長をさらに加速させることで、「日清オイリオグループビジョン2030」で目指す姿の実現を確実なものとするとともに、2030年から先の成長にも目を向けた具体的な戦略、施策を展開しております。「Value UpX」においては、「日清オイリオグループビジョン2030」で設定した「すべての人の健康」「おいしさ、美のある豊かな生活」「地球環境」「食のバリューチェーンへの貢献」「信頼でつながるサプライチェーン」「人材マネジメント」の6つの重点領域のうち、「すべての人の健康・美しく豊かな生活」「食のバリューチェーンへの貢献」を当社が実現したい社会価値の中心に置き、将来の成長に向けた戦略を実行しております。
- ・「Value UpX」では、目指す姿の実現に向けて、4つの視点（積極投資・持続性・成長性・効率性）と6つの重点領域を軸にグループ全社におけるKGI（CSV目標含む）、重要KPIを体系化し、進捗の管理・モニタリングを行っております。
- ・当社グループの中期経営計画の達成に向け、毎月開催される執行役員会において、重要案件に係る意思決定および経営計画の進捗管理を行っております。
- ・取締役の職務執行および執行役員の業務執行の効率性を高めるため、当事業年度は以下の審議委員会等を設置しておりました。
  - ＜取締役会が設置する委員会＞
    - リスクマネジメント委員会、投融資委員会、企業倫理委員会、内部統制委員会
  - ＜取締役会が設置する協議会＞
    - 社外役員協議会
  - ＜業務執行の審議機関＞
    - 事業戦略会議
  - ＜執行役員会が設置する審議委員会＞
    - 品質マネジメント委員会、人材開発委員会

- ・ 当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にするとともに、担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導・監督しております。
  - ・ 関係会社管理規程の定めるところにより、経営企画室が子会社全体の管理を行い、企業集団としての戦略と各子会社運営の適正性を総合的に評価しております。
- (5) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会、執行役員会ならびに取締役会の諮問委員会および取締役会が設置する審議委員会などの議事録を法令および社内規程等に基づき保存しており、取締役会の構成員がこれらを閲覧できる体制をとっております。
  - ・ 社外取締役および社外監査役に対しても、社内取締役および執行役員と同様の社内イントラネットを提供しており、情報共有する体制を運用しております。
- (6) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 関係会社管理規程に定めるところにより、各子会社から営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、四半期ごとに執行役員会に報告しております。
  - ・ 内部監査室は、年度計画に基づき子会社の監査を実施し、業務の適正が確保されていることを確認しております。
- (7) その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- ・ 内部統制委員会の運営を通して内部統制システムの強化・改善を継続的に実施しております。また、内部統制システムの運用評価を内部監査室が実施しております。
  - ・ 海外子会社の会計監査については、日清奥利友（中国）投資有限公司他7社は、当社の監査公認会計士等が所属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループの現地事務所に委嘱しており、PT Indoagri Daitocacaoは、Ernst&Youngの現地事務所が同社の財務諸表関係の監査を行っております。
- (8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役の監査の実効性向上に向けた取り組みとして、監査役会の実効性に関する評価を実施しました。抽出された課題について、実効性の更なる改善に向け、必要な対応を図っております。
  - ・ 監査機能の更なる充実・強化を目的として、監査役監査業務の補助を行う専任のスタッフを1名配置し、より充実した監査体制を構築しております。
  - ・ 常勤監査役が執行役員会へ出席するとともに、リスクマネジメント委員会、内部統制委員会、および事業戦略会議にオブザーバー出席することなどにより、内部統制に関する状況の把握を可能にしております。
  - ・ 取締役・執行役員との個別面談、各部門・子会社への往査、監査役とコーポレートスタッフ部門との定期協議等により、実効性の維持・向上を図っています。
  - ・ 監査役は、取締役社長と四半期ごとに、会計監査人および内部監査室とは四半期に2回以上、意見交換会を実施しており、監査の実効性を高めております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、あらゆるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を持続的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である以上、当社株式の大規模買付行為に対し、売却を行うか否かの判断や会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、最終的には個々の株主の皆様に委ねられるべきものであります。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなども想定されるため、株主の皆様が十分な情報を得たうえで判断をされることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為を行う者の意向を慎重に確認したうえで、当該大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な情報（独立社外取締役の意見を尊重した当社取締役会の意見を含みます）を提供し、検討のための時間を確保するよう努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	16,332	21,663	135,402	△ 4,044	169,353
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 5,768		△ 5,768
親会社株主に帰属する当期純利益			23,988		23,988
自 己 株 式 の 取 得				△ 10,439	△ 10,439
自 己 株 式 の 処 分		77		439	516
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	77	18,219	△ 10,000	8,296
当 期 末 残 高	16,332	21,740	153,622	△ 14,044	177,650

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	7,373	△ 215	9,166	1,468	17,792	10,939	198,086
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 5,768
親会社株主に帰属する当期純利益							23,988
自 己 株 式 の 取 得							△ 10,439
自 己 株 式 の 処 分							516
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1,580	3,552	8,503	1,142	14,778	842	15,621
連結会計年度中の変動額合計	1,580	3,552	8,503	1,142	14,778	842	23,918
当 期 末 残 高	8,953	3,336	17,670	2,611	32,571	11,782	222,004

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社25社のうち、19社を連結の範囲に含めております。

なお、当社の連結子会社であった株式会社ゴルフジョイは2025年7月に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

主要な連結子会社は次のとおりであります。

日清商事(株)、日清物流(株)、大東カカオ(株)、日清奧利友（中国）投資有限公司、

Intercontinental Specialty Fats Sdn. Bhd.、PT Indoagri Daitocacao

非連結子会社6社の総資産、売上高、純損益および利益剰余金等の持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社6社および関連会社11社のうち、7社に対する投資について、持分法を適用しております。

主要な持分法適用関連会社は次のとおりであります。

(株)ビエトロ、和弘食品(株)、幸商事(株)、中糧日清（大連）有限公司、製油パートナーズジャパン(株)

持分法を適用していない非連結子会社6社および関連会社4社の純損益および利益剰余金等の持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海日清油脂有限公司、日清奧利友（中国）投資有限公司、Intercontinental Specialty Fats (Shanghai) Co., Ltd.、および日清奧利友（上海）国際貿易有限公司の決算日は12月31日ですが、連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ……………時価法

##### ③ 棚卸資産

製品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）…定額法  
主な耐用年数は、建物及び構築物が5～50年、機械装置及び運搬具が4～16年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己保有の固定資産に適用する減価償却方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ 使用権資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することを基準としております。
- ② 役員賞与引当金  
当社および国内連結子会社は、各社の役員の賞与の支出に備えて当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
国内連結子会社は、各社の役員の退職慰労金の支出に備えて各社の支給内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金  
当社は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付等に備えて当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用については期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  

〈ヘッジ手段〉	〈ヘッジ対象〉
為替予約取引……………	外貨建売上債権・仕入債務および外貨建予定売上取引・仕入取引・借入金
商品先物取引……………	外貨建予定売上取引・仕入取引
通貨オプション取引……………	外貨建仕入債務・外貨建予定仕入取引
通貨金利スワップ取引……………	外貨建貸付金又は借入金の元本および利息
金利スワップ取引……………	借入金の利息
- ③ ヘッジ方針  
当社グループでは、デリバティブ・商品先物取引等管理規程等に基づき、通常の事業活動における輸出入取引等に係る為替変動リスク、原料価格の相場変動リスクおよび借入金の金利変動リスクについて、必要な範囲内でヘッジすることを方針としております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められるかにより有効性を評価しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にグローバル油脂・加工油脂事業、油脂・油糧および加工食品・素材事業、ファインケミカル事業における商品又は製品の販売によるものであり、当社グループは顧客との販売契約に基づき受注した商品又は製品を引き渡す義務を負っております。

販売からの収益は、引渡時点において当該商品又は製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しております。

これらの商品又は製品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

販売促進費等の顧客に支払う対価については、その内容が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いではない場合は、取引価格からその対価を控除し、収益を測定することとしております。

これら商品又は製品のうち国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間にわたり均等償却しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還までの期間にわたる定額法

## 追加情報

### (役員向け株式報酬制度)

当社は2018年5月9日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月より、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

#### (1)取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### (2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、767百万円および191千株であります。

### (中東情勢の緊迫化に伴う当社グループへの影響について)

当社グループは、中東地域に製造・販売拠点を有しておりませんが、中東情勢の緊迫化による原油価格高騰に伴い、植物油相場が高騰しているほか、エネルギー費、物流費、包装資材費等、足元で急激なコスト上昇が顕在化しております。また、当該事象が長期化した場合、サプライチェーンの混乱等による調達面への影響が懸念されます。

当社グループは、引き続き情勢を注視しつつ、販売面ではコストに見合った適正な販売価格の形成や付加価値品の拡販、また調達面では安定した原材料調達に注力する等、事業活動に及ぼす影響を最小化すべく、適切なリスクマネジメントに取り組んでおります。

上記を踏まえ、現時点では、会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性は低いと判断しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

投資有価証券

602百万円

602百万円

#### (2) 担保に係る債務

買掛金

49百万円

49百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 195,111百万円

### 3. 保証債務

銀行借入金に対する保証

当社従業員

3百万円

### 4. 当座貸越契約およびコミットメントライン契約

当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額

119,796百万円

借入実行残高

17,437百万円

差引額

102,359百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	横浜市 他
事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	横浜市
事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	インドネシア共和国
事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	シンガポール共和国

当社グループは、事業用資産においては事業区分をもとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピング化を行っております。

上記資産グループについて、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

遊休資産について、今後使用見込みがないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額並びに撤去費用を減損損失として特別損失の区分に1,567百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物4百万円、機械装置及び運搬具5百万円並びに撤去費用1,558百万円であります。遊休資産の回収可能価額は、他の転用や売却が困難なことから零として、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

大豆蛋白事業に係る資産について、2027年3月末をもって磯子大豆蛋白工場での生産終了の意思決定を行いました。これに伴い資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額並びに撤去費用を減損損失として特別損失の区分に659百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物219百万円、機械装置及び運搬具231百万円並びに撤去費用209百万円であります。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、当該固定資産を備忘価額により評価しております。

連結子会社であるPT Indoagri Daitocacaoに係る資産について、営業活動から生じる損益が継続して計画を下回って推移したため、同社の将来の収益計画等を慎重に検討した結果、資産グループの帳簿価額を回収可能価額

まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失の区分に648百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物153百万円、機械装置及び運搬具495百万円であります。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.6%で割り引いて算出しております。なお、当該減損損失を計上したことによる親会社株主に帰属する当期純利益への影響額は、非支配株主に帰属する損失額を控除するため202百万円の減少となります。

連結子会社であるT.&C. Manufacturing Co., Pte. Ltd.のクラム事業に係る資産について、営業活動から生じる損益が継続して計画を下回って推移したため、同社の将来の収益計画等を慎重に検討した結果、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失の区分に211百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物38百万円、機械装置及び運搬具172百万円であります。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、当該固定資産を備忘価額により評価しております。なお、当該減損損失を計上したことによる親会社株主に帰属する当期純利益への影響額は、非支配株主に帰属する損失額を控除するため129百万円の減少となります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式

33,716,257株

(注) 当社は2026年4月1日付で普通株式1株を3株に分割する株式分割を行っていますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,931	90.00	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	2,836	90.00	2025年9月30日	2025年12月2日

(注1) 2025年6月24日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金11百万円が含まれております。

(注2) 2025年11月7日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年6月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,763	90.00	2026年3月31日	2026年6月24日

(注1) 配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金17百万円が含まれております。

(注2) 2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2026年3月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、長期的な資金は、主にグローバル油脂・加工油脂事業、油脂・油糧および加工食品・素材事業、ファインケミカル事業を中心とした投資計画に照らして必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の取締役会で定められた与信管理規程および各社毎に定めた社内管理規程等に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券に分類されるその他有価証券は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債や長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、通常の事業活動に係る輸出入取引等を踏まえ、必要な範囲内で利用しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形および買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
関連会社株式	2,173	3,700	1,527
その他有価証券	17,325	17,325	—
(2) 社債	(25,000)	(23,805)	1,195
(3) 長期借入金	(65,121)	(61,330)	3,790
(4) デリバティブ取引	4,649	4,649	—

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しています。

(注1)金融商品の時価算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 有価証券及び投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

#### (2) 社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

#### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### (4) デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格又は市場価格に基づき算定しております。

(注2)非上場株式等は市場価格がないため、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券及び投資有価証券				
① その他有価証券				
株式	17,325	—	—	17,325
(2) デリバティブ取引				
通貨関連	—	3,887	—	3,887
金利関連	—	617	—	617
商品先物関連	885	3,692	—	4,578
資産計	18,211	8,197	—	26,409
(2) デリバティブ取引				
通貨関連	—	405	—	405
金利関連	—	23	—	23
商品先物関連	21	3,983	—	4,005
負債計	21	4,412	—	4,433

(時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券及び投資有価証券				
② 関連会社株式	3,700	—	—	3,700
資産計	3,700	—	—	3,700
(3) 社債	—	23,805	—	23,805
(4) 長期借入金	—	61,330	—	61,330
負債計	—	85,135	—	85,135

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

① 其他有価証券

株式は、当期の連結決算日の活発な市場における無調整の相場価格に基づいて評価しているため、レベル1に分類しております。

② 関連会社株式

当期の連結決算日の活発な市場における無調整の相場価格に基づいて評価しているため、レベル1に分類しております。

(2) デリバティブ取引

通貨関連、並びに金利関連は、取引金融機関から提示される価格に基づいて評価しているため、レベル2に分類しております。

商品先物関連は、当期の連結決算日の活発な市場における無調整の相場価格に基づいて評価する場合にはレベル1、取引金融機関から提示された価格に基づいて評価する場合にはレベル2に分類しております。

(3) 社債

取引金融機関から提示される価格に基づいて評価しているため、レベル2に分類しております。

(4) 長期借入金

元金金の合計額を、債務の残存期間、および借入実行時の実効レートと指標利率との差を信用リスクとして加味した割引率に基づき割り引いた現在価値を時価としているため、レベル2に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは事業部を基礎とした製品別セグメントから構成されており、「グローバル油脂・加工油脂事業」、「油脂・油糧および加工食品・素材事業」、「ファインケミカル事業」の3つを報告セグメントとしております。  
(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	グローバル 油脂・ 加工油脂 事業	油脂・油糧および 加工食品・素材事業			ファイン ケミカル 事業	計		
		油脂・ 油糧	加工食品・ 素材	小計				
日本	－	305,154	69,082	374,237	4,894	379,132	9,902	389,034
アジア	74,819	6,325	8,956	15,282	4,784	94,886	－	94,886
その他	64,028	63	2	66	5,831	69,926	－	69,926
顧客との契約から生じる収益	138,848	311,544	78,042	389,586	15,509	543,944	9,902	553,847
その他の収益	－	－	－	－	－	－	404	404
外部顧客への売上高	138,848	311,544	78,042	389,586	15,509	543,944	10,307	554,251

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システム等を含んでおります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 1株当たり情報に関する注記

### 1. 1株当たり純資産額

2,298.24円

### 2. 1株当たり当期純利益

254.41円

(注1) 当社は2026年4月1日付けで普通株式1株を3株の割合で株式分割を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(注2) 役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度574,200株)  
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度429,023株)

## 重要な後発事象に関する注記

### (株式の分割)

当社は、2026年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割を行っております。

#### (1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としています。

#### (2) 株式分割の概要

##### ① 株式分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

##### ② 株式分割により増加する株式数

・株式分割前の発行済株式総数：	33,716,257株
・今回の株式分割により増加する株式数：	67,432,514株
・株式分割後の発行済株式数：	101,148,771株
・株式分割後の発行可能株式総数：	233,010,000株

##### ③ 株式分割の日程

基準日公告日：2026年3月13日  
基準日：2026年3月31日  
効力発生日：2026年4月1日

##### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、1株当たり情報に関する注記に記載しております。

### (自己株式の消却)

当社は、2025年6月17日開催の取締役会決議に基づき、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を2026年4月30日付で実施しております。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式     |
| (2) 消却する株式の数  | 5,860,500株 |
| (3) 消却日       | 2026年4月30日 |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>	<b>316,170</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>178,266</b>
<b>流動資産</b>	<b>170,415</b>	<b>流動負債</b>	<b>77,288</b>
現金及び預金	1,839	買掛金	31,322
受取手形	91	短期借入金	11,319
売掛金	70,800	1年内返済予定の長期借入金	10,000
製品	33,037	リース債	272
原材料	30,344	未払金	15,088
貯蔵品	412	未払費用	3,778
短期貸付金	20,625	未払法人税等	4,968
その他	13,264	役員賞与引当金	41
<b>固定資産</b>	<b>145,665</b>	預り金	198
<b>有形固定資産</b>	<b>75,513</b>	その他	299
建物	15,171	<b>固定負債</b>	<b>100,977</b>
構築物	3,565	長期借入金	25,000
機械及び装置	18,402	リース債	65,000
車両運搬具	6	繰延税金負債	1,499
工具、器具及び備品	1,566	株式給付引当金	6,391
リース資産	1,615	その他	363
建設仮勘定	4,700	その他	2,723
<b>無形固定資産</b>	<b>2,489</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>137,904</b>
ソフトウェア	2,412	<b>株主資本</b>	<b>128,092</b>
その他	76	資本	16,332
<b>投資その他の資産</b>	<b>67,663</b>	資本剰余金	24,827
投資有価証券	15,409	資本準備金	24,742
関係会社株式	39,908	その他資本剰余金	85
関係会社出資金	2,681	<b>利益剰余金</b>	<b>100,938</b>
長期貸付金	1,398	利益準備金	3,611
前払年金費用	7,494	その他利益剰余金	97,327
その他	770	圧縮積立金	7,467
<b>繰延資産</b>	<b>89</b>	オープンイノベーション促進税制積立金	17
社債発行費	89	別途積立金	45,100
		繰越利益剰余金	44,742
		<b>自己株</b>	<b>△ 14,005</b>
		評価・換算差額等	9,811
		その他有価証券評価差額金	6,618
		繰延ヘッジ損益	3,193
<b>資産合計</b>	<b>316,170</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>316,170</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		308,131
売上原価		256,679
売上総利益		51,452
販売費及び一般管理費		45,334
営業利益		6,117
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	3,291	
為替差益	157	
その他	134	3,705
営業外費用		
支払利息	1,631	
社債利息	164	
棚卸資産処分損	171	
その他	413	2,381
経常利益		7,442
特別利益		
固定資産売却益	23,157	
投資有価証券売却益	231	
関係会社清算益	1,048	
関係会社事業損失引当金戻入額	20	24,458
特別損失		
固定資産売却損	29	
固定資産除却損	596	
減損損失	2,227	
関係会社株式評価損	774	3,627
税引前当期純利益		28,273
法人税、住民税及び事業税	5,688	
法人税等調整額	2,049	7,738
当期純利益		20,534

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			繰越利益剰余金	
						圧縮積立金	オープンイノベーション促進税制積立金	別途積立金		
当 期 首 残 高	16,332	24,742	8	24,750	3,611	576	-	45,100	36,884	86,172
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△ 5,768	△ 5,768
当期純利益									20,534	20,534
圧縮積立金の積立						6,894			△ 6,894	-
圧縮積立金の取崩						△ 3			3	-
オープンイノベーション促進税制積立金の積立							17		△ 17	-
自己株式の取得										
自己株式の処分			77	77						-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	77	77	-	6,891	17	-	7,857	14,765
当 期 末 残 高	16,332	24,742	85	24,827	3,611	7,467	17	45,100	44,742	100,938

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 4,005	123,249	5,705	△ 344	5,361	128,610
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 5,768				△ 5,768
当期純利益		20,534				20,534
圧縮積立金の積立		-				-
圧縮積立金の取崩		-				-
オープンイノベーション促進税制積立金の積立		-				-
自己株式の取得	△ 10,439	△ 10,439				△ 10,439
自己株式の処分	439	516				516
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			912	3,537	4,450	4,450
事業年度中の変動額合計	△ 10,000	4,843	912	3,537	4,450	9,293
当 期 末 残 高	△ 14,005	128,092	6,618	3,193	9,811	137,904

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ① 製 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ② 原 材 料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ③ 貯 蔵 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法  
主な耐用年数は建物および構築物が5～50年、機械及び装置、車両運搬具および工具、器具及び備品が4～16年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
  - ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することを基準としております。
  - ② 役員賞与引当金  
役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。
  - ④ 株式給付引当金  
株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。



## 追加情報

(役員向け株式報酬制度)

役員向け株式報酬制度に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 追加情報（役員向け株式報酬制度）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中東情勢の緊迫化に伴う当社グループへの影響について)

中東情勢の緊迫化に伴う当社グループへの影響に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 追加情報（中東情勢の緊迫化に伴う当社グループへの影響について）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	99,755百万円
2. 保証債務 銀行借入金に対する保証 従業員	3百万円
3. 当座貸越契約およびコミットメントライン契約 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額	85,350百万円
借入実行残高	0百万円
差引額	85,350百万円
4. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	31,292百万円
長期金銭債権	1,397百万円
短期金銭債務	15,983百万円
長期金銭債務	63百万円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	85,723百万円
仕入高	61,672百万円
営業取引以外の取引高	3,977百万円
2. 減損損失	
当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。	

用途	種類	場所
遊休資産	建物、構築物 機械及び装置	横浜市 他
事業用資産	建物、構築物 機械及び装置 工具、器具及び備品	横浜市

当社は、事業用資産においては事業区分をもとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピング化を行っております。

上記資産グループについて、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

遊休資産について、今後使用見込みがないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額並びに撤去費用を減損損失として特別損失の区分に1,567百万円計上しております。その内訳は、建物1百万円、構築物2百万円、機械及び装置5百万円並びに撤去費用1,558百万円であります。遊休資産の回収可能価額は、他の転用や売却が困難なことから零として、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

大豆蛋白事業に係る資産について、2027年3月末をもって磯子大豆蛋白工場での生産終了の意思決定を行いました。これに伴い資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額並びに撤去費用を減損損失と

して特別損失の区分に659百万円計上しております。その内訳は、建物217百万円、構築物1百万円、機械及び装置212百万円、工具、器具及び備品19百万円並びに撤去費用209百万円であります。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、当該固定資産を備忘価額により評価しております。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,201,548株

- (注1) 当事業年度末における普通株式の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式191,400株を含めております。
- (注2) 当社は2026年4月1日付で普通株式1株を3株に分割する株式分割を行っていますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

#### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

##### 繰延税金資産

棚卸資産	122百万円
未払費用	1,162
関係会社株式評価損	243
関係会社出資金評価損	289
固定資産減損損失	1,000
その他	967
小計	3,784
評価性引当額	△725
繰延税金資産合計	3,059百万円

##### 繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	1,468百万円
圧縮記帳積立金	3,859
退職給付引当金	915
その他有価証券評価差額金	3,043
その他	162
繰延税金負債合計	9,450百万円
繰延税金負債の純額	6,391百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼務等	事実上の関係				
その他の 関係会社	丸 紅 (株)	(被所有) 直接 17.0	出向 1人	当社製品の販売 及び原材料の仕 入	油脂・ミールの 販売 (注 1)	20,214	売掛金	3,881
					原材料の仕入 (注 2)	23,514	買掛金	499

(注 1) 油脂・ミール販売取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注 2) 原材料の仕入については、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼務等	事実上の関係				
子会社	日清商事(株)	直接 45.5 間接 2.7	兼任 1人	当社製品の販売	油脂・ミールの 販売 (注 1)	43,549	売掛金	9,154
	日清物流(株)	直接 100.0	兼任 2人	当社製品の 製造・配送	資金の借入 (注 2、3)	843	短期 借入金	5,138
	大東力カオ (株)	直接 61.2	兼任 1人	当社製品の販売	資金の貸付 (注 3、4)	7,072	短期 貸付金	8,461
					資金の貸付 (注 4)	△ 139	短期 貸付金 長期 貸付金	1,748 1,214

(注 1) 油脂・ミール販売取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注 2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注 3) 資金の借入および貸付の取引金額についてはキャッシュマネジメントシステムによる借入および貸付における前期末残高と当期末残高の差額を記載しております。

(注 4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,506.42円
2. 1株当たり当期純利益	217.61円

(注1) 当社は2026年4月1日付けで普通株式1株を3株の割合で株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(注2) 役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度574,200株)  
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度429,023株)

### 重要な後発事象に関する注記

(株式の分割)

株式の分割に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記(株式の分割)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(自己株式の消却)

自己株式の消却に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記(自己株式の消却)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

日清オイリオグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 礼人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏村 卓世

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日清オイリオグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上